

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年10月3日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 禁止事項

4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年10月3日から令和10年4月19日まで